

令和 7 年度 富山県放課後児童支援員認定資格研修会 開 催 要 項

- 1 趣旨** 本研修は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、基準第 10 条第 3 号のいずれかに該当する者が放課後児童クラブ支援員として、業務を遂行する上で必要な知識・技能の習得と、それを実施する際の基本的な考え方や心得を認識していただくことを目的として開催します。

- 2 主催** 富山県
業務委託先：公益財団法人富山県民福祉公園（こどもみらい館）

3 開催日程及び会場

（計 5 日間、時間については「5 研修スケジュール」を参照ください。）

日程	富山会場 場所：富山県民共生センターサンフォルテ 2 階ホール	高岡会場 場所：高岡エクール（高岡問屋センター内） 1 階ホール
1 日目	令和 7 年 7 月 18 日（金）	令和 7 年 7 月 17 日（木）
2 日目	令和 7 年 9 月 11 日（木）	令和 7 年 9 月 12 日（金）
3 日目	令和 7 年 10 月 1 日（水）	令和 7 年 10 月 2 日（木）
4 日目	令和 7 年 10 月 29 日（水）	令和 7 年 10 月 30 日（木）
5 日目	令和 7 年 11 月 12 日（水）	令和 7 年 11 月 13 日（木）

※富山会場（サンフォルテ）には駐車場の用意がありません。公共交通機関または自家用車でお越しの場合は近隣の有料駐車場を利用ください。向かいの自遊館の駐車場は割引があります。

※高岡会場（高岡エクール）の駐車場は 1 0 0 台駐車可能です。なお、正面玄関前への駐車は禁止とします。

※原則、5 日間の日程は同一会場（富山会場又は高岡会場）で受講してください。ただし、都合により特定の日のみ別会場での受講を希望する場合は、受講申込時に備考欄にその旨を記載ください。（受講者数によってはお受けできない場合がありますので予めご了承ください。）

4 受講対象者

（1）受講資格

基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者（別紙 1）

（2）科目の一部免除

既に取り得している資格等に応じて別紙 1 のとおり研修科目を、免除できます。

5 研修スケジュール（各会場共通）

	時間	科目名	科目の一部免除		
			保育士	社会福祉士	教諭
第1回 富山会場 7/18(金) 高岡会場 7/17(木)	10:00～10:15	ガイダンス			
	10:15～11:45	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容			
	12:50～14:20	②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護			
	14:30～16:00	⑧放課後児童クラブに通うこどもの育成支援			
第2回 富山会場 9/11(木) 高岡会場 9/12(金)	9:30～11:00	④こどもの発達理解	免除		免除
	11:10～12:40	⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達	免除		免除
	13:40～15:10	⑥障害のあるこどもの理解	免除	免除	
	15:20～16:50	⑦特に配慮を必要とするこどもの理解	免除	免除	
第3回 富山会場 10/1(水) 高岡会場 10/2(木)	10:00～11:30	⑩障害のあるこどもの育成支援			
	12:30～14:00	⑨こどもの遊びの理解と支援			
	14:10～15:40	③こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ			
第4回 富山会場 10/29(水) 高岡会場 10/30(木)	10:00～11:30	⑭安全対策・緊急時対応			
	12:30～14:00	⑪保護者との連携・協力と相談支援			
	14:10～15:40	⑫学校・地域との連携			
第5回 富山会場 11/12(水) 高岡会場 11/13(木)	10:00～10:10	事務連絡			
	10:10～11:40	⑬こどもの生活面における対応			
	12:40～14:10	⑮放課後児童支援員の仕事内容			
	14:20～15:50	⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守			

※一部科目修了者の方は、未修了の科目番号を必ずご確認のうえ、受講ください。

6 受講申込

(1) 申込方法

①【放課後児童クラブに勤務している場合】

クラブごとに勤務地の市町村放課後児童クラブ担当課に「(2) 提出書類」を提出してください。受講資格の確認のために、各種資格証や卒業証明書、実務経験証明書の写し等を併せて提出願います。

②【放課後児童クラブに勤務していない場合】

現在クラブに勤務していない場合は、居住地の市町村放課後児童クラブ担当課へ「(2) 提出書類」を提出してください。受講資格の確認のために、各種資格証や卒業証明書、実務経験証明書の写し等を併せて提出願います。

(2) 提出書類

- ☐ 令和7年度富山県放課後児童支援員認定資格研修会受講申込書
- ☐ 受講資格確認書類（別紙1参照）
- ☐ 戸籍謄（抄）本のコピー（資格証の氏名が異なる場合のみ必須。）
- ☐ 一部科目修了証のコピー（一部科目修了者のみ）

※一部科目修了証を紛失した場合は、未修了科目番号を備考欄に記載してください。

(3) 申込締切 令和7年6月20日（金）

※定員を超える申込があった場合や会場の変更などにより、受講人数を制限させていただくことがあります。変更が必要となった場合は、個別にご連絡いたします。

7 参加費用

(1) 研修受講料：無料

(2) テキスト代：770円（税込）

『放課後児童クラブ運営指針解説書（令和7年4月）』

[フレーベル館]2025年4月発行（ISBN：9784577815700）

※ 実施要綱（「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」令和6年3月30日付けこ成事第350号こども家庭庁成育局長通知別添5）において、「放課後児童クラブ運営指針」及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」の使用が必須とされているため、両方が掲載されたテキストをご購入いただくものです。

※ 代金は研修1日目受付時に集めさせていただきます（おつりのないようお願いいたします）。

なお、既にこのテキストをお持ちの場合は、改めて購入いただく必要はありません。申込書に購入希望の有無をご記入ください。

8 携行品

筆記用具、本人確認できるもの（例：運転免許証・パスポート・住民票の写し・健康保険証・マイナンバーカード等）

※ 受付時に本人確認を行いますので、必ず本人確認できるものを持参ください。

9 修了の認定・修了証の交付

(1) 修了要件

各受講者の方には履修状況を確認するために、科目ごとにレポートを記入し、提出いただきます。認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる受講者については、修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付いたします。

※原則として、1科目15分以上の遅刻、離席、早退等があった場合は、欠席とみなします。

※受講態度が著しく不良である場合（居眠りや受講中の携帯電話の使用等）は、修了証が交付できない場合があります。

(2) 一部科目修了

受講中に他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により、認定資格研修の一部を欠席した場合は、適切に履修した研修科目について、「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」を交付します。

(3) 修了証の交付

(1) 及び (2) の修了証は研修終了後、申込書を提出いただいた市町村を通じて交付させていただく予定です。

○個人情報の取扱いについて

(1) 本申請書に記載いただいた氏名、住所その他の個人情報及び資格認定に関する記録は、富山県において、放課後児童支援員認定資格研修に関する業務とこれらに付随する業務を行うために使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び地方公共団体間の相互の利用・提供のために使用します。

上記業務は、その一部の業務を富山県より当該業務の委託をうけた業者（以下、「受託業者」という。）において行います。業務委託にあたり、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要な事項に限り、記載いただいた個人情報の全部または一部を提供します。

(2) 個人情報は、上記以外は原則として第三者に開示しません。ただし、法律上開示すべき義務を負う場合や、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益などを保護するために必要であると判断できる場合、その他緊急の必要があり個別の承諾を得ることができない場合には、例外的に個人情報を開示することがあります。

10 問い合わせ先

①資格制度に関すること

富山県厚生部こども家庭室子育て支援課 担当：大江
TEL 076-444-4103 FAX 076-444-3493

②研修の開催に関すること、申込内容の変更、欠席の連絡等（7月1日以降）

富山県こどもみらい館 担当：谷口・水野
TEL 0766-56-9000 FAX 0766-56-7722

③申し込みの受付について、申込内容の変更等（6月30日まで）

勤務地または居住地の市町村放課後児童クラブ担当課
※受付窓口については各市町村へお問い合わせください。

【別紙 1】 受講資格確認書類（下記に該当するいずれかを添付すること。）

	内容	必要書類	免除科目
1 号	保育士の資格を有する者	保育士（保母）資格証明書のコピー	④⑤⑥⑦
2 号	社会福祉士の資格を有する者	社会福祉士登録証のコピー	⑥⑦
3 号	高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者	(1) 卒業証書または卒業証明書のコピー ＋ (2) 児童福祉事業の実務経験証明書（原本） ※参考様式(3号用)の使用を推奨	
4 号	教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者	教育職員免許状または教員職員免許状授与証明書のコピー ※更新不要	④⑤
5 号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証書または卒業証明書のコピー ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。	
6 号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	成績証明書のコピー ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります	
7 号	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証書または卒業証明書のコピー ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります	
8 号	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証書または卒業証明書のコピー ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります	
9 号	高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	(1) 卒業証書または卒業証明書のコピー ＋ (2) 放課後児童健全育成事業に類似する事業の実務経験証明書【原本】 ※参考様式(9号用)の使用を推奨 ＋ (3) 市町村長が適当と認めたことの認定書	
10 号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	(1) 放課後児童健全育成事業の実務経験証明書【原本】 ※参考様式(10号用)の使用を推奨 ＋ (2) 市町村長が適当と認めたことの認定書	

※「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項より